破産法157条の報告事項

1　破産手続開始の決定に至った事情

■破産手続開始申立書記載のとおり　　□破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり（　　）

2　破産者および破産財団に関する過去及び現在の状況　　□破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり　　■その他（下記のとおり）

開始決定後の主な業務遂行は以下のとおり。

(1)顧客保護

開始決定時点で通電未了・電力申請未了の工事（連系工事未了のもの）が多数（80件）あったため，工事の進捗状況を確認の上，各個客に対し，担当した工務店の情報を通知し，直接協議等して対応していただく関係を構築。

メンテナンス契約が解除されたため，コンシューマー事業部，ソーラーパーク事業の双方の顧客につき，それぞれ引継ぎ業者を探索し，過去の顧客（6000名以上）を含めて引き継ぎ業者の情報を通知し，同様に直接対応していただく関係を構築。

ソーラーパネル事業につき，遠隔監視パネルのサービス停止（解除）がなされたので，サービス供給会社と協議し，管財人からの妖精で暫時サーバーにアクセスすることで確認できる状態を維持。その後，メンテナンスの引継ぎ業者がサービス供給会社との契約締結のための協議に入り，サービス供給会社からの要請で顧客宛，当該状況を情報として通知する見込み。

(2)賃貸借契約（明渡し）処理

東京・大阪・福岡・名古屋に事務所及びコールセンター，倉庫，社宅，駐車場あり。4月30日までに事実上の明渡しは行ったが，原状回復費用等の精算につき交渉中のものあり。

(3)資産換価

資産目録参照。換価未了の資産のうち主なものは以下のとおり。

不動産（ソーラーパーク事業用地。つくばみらい市，前橋市，伊豆の国市等），在庫（複数の下請先にに保管されているもの），あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を保険会社とする企業費用総合の保険暫定保険料の返還（協議中）

(4)未払賃金

従業員につき概ね証明書発行済み（確認中の方あり）。

業務委託契約の形式によるテレアポインター未払委託料について，未払賃金とすることにつき労働者健康福祉機構と協議中。

3　損害賠償請求権の査定の裁判，その保全処分を必要とする事情の有無（破産者が法人の場合に限る。）

□無　　□有（内容　　）　□その他（　　）